

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	テキサントP(一般用医薬品 第2類)
製品コード	O01
会社名	シオエ製薬株式会社
住所	兵庫県尼崎市潮江3丁目1番11号
担当部門	学術情報部
電話番号	06-6470-2102
FAX番号	06-6499-8132
推奨用途及び使用上の制限	手指・皮膚の消毒, 手術部位の皮膚の消毒, 手術部位の粘膜の消毒, 医療機器の消毒, 手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒, 排泄物の消毒, HBウイルスの消毒, 患者用プール水の消毒

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

爆発物	分類対象外
可燃性／引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性／酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	分類できない
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性／刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	区分2A
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	区分外
特定標的臓器／全身毒性 (単回暴露)	区分外
特定標的臓器／全身毒性 (反復暴露)	区分外
吸引性呼吸器有害性	分類できない

環境に対する有害性	水生環境有害性（急性） 水生環境有害性（慢性） オゾン層への有害性	区分1 区分1 分類できない
-----------	---	----------------------

**GHSラベル要素
絵表示**



**注意喚起語
危険有害性情報**

警告
金属腐食のおそれ
飲み込むと有害
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
水生生物に毒性

**注意書き
安全対策**

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
取扱後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。

応急措置

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。

保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

廃棄

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の有害性

酸との接触による分解により発生する塩素ガスによる急性毒性
1) 腐食性があり、酸性溶液との混合で塩素ガスを遊離して皮膚、粘膜を刺激する。
2) 眼に入った場合は激しい痛みを感じ、すぐに洗い流さないと角膜が侵される。手当てが遅れたり、処置が適当でないと視力が下がったり、失明する可能性がある。
3) 長期にわたって皮膚に接触すると刺激により皮膚炎、湿疹を起こす。
4) 次亜塩素酸ソーダ液のミストを吸入すると気道粘膜を刺激し、しわがれ 声、咽頭部の灼熱感、疼痛、激しい咳、肺浮腫を生ずる。誤って飲み込んだ場合、口腔、食道、胃部の灼熱、疼痛、まれに食道、胃に穿孔を生ずることがある。
河川等に多量に流れ込むと生態系に影響を与える。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別
化学名又は一般名

混合物
次亜塩素酸ナトリウム製剤

化学名又は一般名	CAS番号	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	濃度又は濃度範囲
次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9	(1)-237	1.0w/v%
精製水	7732-18-5	—	残分

危険有害成分

次亜塩素酸ナトリウム

別名

次亜塩素酸ソーダ、アンチホルミン

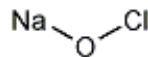
化学式

NaOCl

分子量

74.45

化学特性(示性式又は構造式)



GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

分解して発生した塩素ガスを吸入した場合は、被災者を直ちに空気の新鮮な場所へ移動させ、次のような処置をする。
咳がでる程度の時は、新鮮な空気の風通しのよい場所で身体を楽にして休息させる。
塩素ガスで眼を痛めた時は、直ちに水道水で少なくとも15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

重症の場合は、直ちに医師の診断を受け、その指示に従う。
直ちに汚染された衣服を脱ぎ、多量の水で洗い流す。異常のある場合は、医師の手当てを受ける。

眼に入った場合

直ちに多量の水で15分以上洗い流し(瞼の隅々まで)、速やかに医師の手当てを受ける。この場合、清浄な微温湯が容易に得られる場合は疼痛を軽減する点で冷却洗浄よりも効果がある。

飲み込んだ場合

万一、飲み込んだ場合は、直ちに口の中を水で洗浄し、無理に吐かせないで、速やかに医師の診断を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護

情報なし

医師に対する特別な注意事項

情報なし

5. 火災時の措置

消火剤

大量の水による

使ってはならない消火剤

酸との接触により有害な塩素ガスを発生するので、炭酸ガス、酸性の粉末消火剤は避ける。

特有の危険有害性

不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び/又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。
火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消化方法

周辺火災の処置は次による。

1) 容器を安全な場所へ移動する。

2) 移動不可能な場合は、容器及び周辺に注水して冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、ゴム製防護衣、ゴム製保護手袋、ゴーグル型保護メガネ、ゴム長靴、空気呼吸器など適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

きわめて腐食性が強いので、必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項

多量に漏れた場合は、河川等に排出されないように、回収、詰め替え、還元分解などの措置を講じる。

封じ込め及び浄化の方法・機材

土砂等で流出防止用の堤防を作り、空容器に回収するか又は土砂等に吸収させてから容器を回収する。できるだけ取り除いた後、漏出した場所は、大量の水で洗い流す。必要なら亜硫酸ナトリウムを用いて分解してから多量の水で洗い流す。この場合濃厚な廃液が下水溝、河川等へ流入しないよう注意する

二次被害の防止策

周辺地域の住民に直ちに警告し、危険地域から避難させる。周囲住民、交通機関等に影響を及ぼす可能性のある場合は、関係官庁及び当社の緊急連絡先へ通報する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

注意事項

局所廃棄・全体換気:「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項

作業中に温度が上昇したり、重金属類の混入があると分解し酸素ガスを発生する。

酸と接触したり、pHが低下すると塩素ガスの発生が起きるので注意が必要である。

取扱い後はよく手を洗うこと。

眼、皮膚に付けないこと

粉じん、ヒュームを吸入しないこと。

眼に入れないこと。

取扱い後は手を洗う。

保管

適切な保管条件

直射日光を避け、なるべく湿気の少ない涼しい所に密栓して保管する。

重金属類(コバルト、ニッケル、クロム、銅、鉄など)が存在するとそれらが触媒となり、分解を促進するため、貯蔵する容器内にこれらの重金属類が混入しないようにする。

「10. 安全性及び反応性」を参照し、混触危険物質との接触を禁止する。

酸、金属類、可燃物等から離して保管する。

安全な容器包装材料

金属類、天然繊維の多くを侵す。

腐食性があるので鉄製の容器は使用しない。

塩ビ、ポリエチレン、チタン、PTFE等を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。

管理濃度

設定されていない。

許容濃度

日本産業衛生学会(2006年版):記載されていない。¹⁾

ACGIH(2006年版):記載されていない。²⁾

保護具

呼吸器の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋(ゴム製)

眼の保護具

適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

不浸透性保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

外観 (物理的状态、形状、色など)	微淡緑黄色澄明の液
臭い	わずかに塩素のにおいがある。
臭いの閾値	情報なし
pH	塩基性
融点/凝固点	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	データなし
蒸発速度	データなし
燃焼性(固体、気体)	該当しない
燃焼又は爆発範囲の 上限・下限	不燃性:ICSC(1999)
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重(相対密度)	データなし
溶解性	水と混和
n-オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	不燃性:ICSC(1999)
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	データなし
その他のデータ	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性

法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。

危険有害反応可能性

自己反応性、爆発性なし

避けるべき条件

腐食性があるので鉄製の容器は使用しない。

混触危険物質

アミン類やアンモニアと反応して有害で爆発性の三塩化窒素を発生する。

酸との接触やpHの低下により塩素ガスを発生する。

危険有害な分解生成物

酸との混合により塩素ガスが発生する。

その他

情報なし

11. 有害性情報

急性毒性 経口

マウス LD50 雄6.8 ml/kg、雌 5.8 ml/kg(有効塩素10%)³⁾

幼児経口致死量 15~30 ml(5%液)⁴⁾

皮膚腐食性及び刺激性

腐食性があり、皮膚、眼、粘膜を激しく刺激する。

ミストを吸入すると気道粘膜を刺激し、しわがれ声、咽頭部の灼熱感、疼痛、激しい咳、肺浮腫を生ずる。

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性

原液(有効塩素10%)0.1mlを雄ウサギに点眼すると、血液様分泌物の流出、角膜の泥濁、及び結膜・瞬膜の軽度な発赤並びに腫脹などが認められる。³⁾

呼吸器感作性

情報なし

皮膚感作性

情報なし

生殖細胞変異原性

Ames試験 陰性⁵⁾ 染色体異常試験 陽性⁵⁾

小核試験(マウス) 陰性⁵⁾ 微生物;サルモネラ菌(-S9) 陽性⁶⁾

発がん性

情報なし

生殖毒性

情報なし

特定標的臓器(単回暴露)

EU-RAR(2007)に、プールでばく露されたヒトで眼及び上気道に刺激性を示したとの事例報告、及びエアロゾルを吸入ばく露したマウスの実験で気道刺激性が認められたとの記述がある。⁷⁾

特定標的臓器(反復暴露)

F-344ラット(7週齢)に飲料水として投与した場合、2週間の投与で0.25%以上、13週間の投与では0.2%以上で、著しい体重増加抑制が見られた。⁸⁾

吸引性呼吸器有害性	情報なし
その他	情報なし
12. 環境影響情報	
生体毒性	
水生環境急性有害性	水生生物に有毒で、LC50/96時間は、ファッドヘッドミノー(魚類)に対し5.9mg/L、グラシュリンプ(甲殻類)に対し52.0mg/L ⁹⁾
水生環境慢性有害性	情報なし
残留性・分解性	情報なし
生体蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。
13. 廃棄上の注意	
廃棄方法	
廃棄残余物	廃液およびマッドはそのまま廃棄すると土地、河川を汚染して農作物、魚介類に影響を及ぼすので、そのまま廃棄してはならない。都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に依頼すること。
汚染容器及び包装処分上の注意	空容器を処分する時は、内容物を完全に除去した後に、各自自治体の指定する方法で処理する。
14. 輸送上の注意(次亜塩素酸ナトリウム12%として)	
国際規制	
国連番号	1791
品名(国連輸送品名)	次亜塩素酸塩
国連分類	8(腐食性物質)
容器等級	容器等級3(次亜塩素酸塩、水溶液、有効塩素の含有率が5重量%を超え16重量%未満のもの)
海洋汚染物質	該当する。
MARPOL73/78附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	該当する。
国内規制	
陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上規制情報	船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空規制情報	航空法に定められている運送方法に従う。
輸送の特定の安全対策及び条件	運搬に際しては、容器を15℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。
15. 適用法令	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品
労働安全衛生法	通知対象物に該当しない。 労働安全衛生法施行令:別表第1 危険物 酸化性の物 ただし固形のみ
毒物及び劇物取締法	毒劇物に該当しない。
水質汚濁防止法	施行令第3条の3 指定物質
航空法	施行規則第194条告示別表第1 腐食性物質
船舶安全法	危険物船舶運送及び貯蔵規則 第2, 3条危険物告示別表第1 腐食性物質

海洋汚染防止法	政令別表第1 有害性物質 Y類物質(濃度15重量%以下)
港則法	施行規則第12条 危険物(腐食性物質)
化学物質管理促進法	指定化学物質に該当しない。
食品衛生法	施行規則第12条 健康を損なうおそれのない添加物(別表第1)

16. その他の情報

引用文献

- 1) 産業衛生学雑誌 Vol.48(2006)
- 2) ACGIH TLVs and BEIs Based on Documentation of the Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices (2006)
- 3) 門馬純子ら: 食品衛生学雑誌, Vol.27, P.553~560(1986)
- 4) 東京連合防火協会編、“危険物データブック”, 丸善(1993)
- 5) Fd.Chem.Toxic. Vol.26, No.6, pp487~500(1988)
- 6) 化学工業日報社編、“化学品安全管理データブック”(2000)
- 7) EU-RAR(2007)
- 8) 古川ら: 衛生試験所報告98, 62(1980)
- 9) Curtis,M.W.,Ward,C.H.:Aquatic toxicity of forty industrial chemicals: Testing in support of hazardous substance spill prevention regulation. Journal of Hydrology 51,359-367(1981).

その他の参考文献

- 日本ソーダ工業会編 “安全衛生手帳 2002”
- 日本ソーダ工業会編 “次亜塩素酸ソーダ輸送設備取扱マニュアル”(1990)
- 日本ソーダ工業会編 “次亜塩素酸ソーダMSDS”
- 政府向けGHS分類ガイダンス
- 職場のあんぜんサイトモデルSDS

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、新しい知見及び試験等より改訂されることがあります。また、注意事項は、通常の手扱いを対象としたものですので、特殊な手扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を講じた上で手扱い願います。

以上